

福岡県産科医等確保支援事業費補助金申請に係るQ&A

	質 問	回 答
1	分娩に携わった麻酔科医、小児科医、看護師、准看護師への分娩手当は、補助対象になりますか。	対象になりません。 産科医、助産師に対する分娩手当のみが対象となります。
2	分娩費用として徴収する額が、一分娩当たり、55万円未満の分娩施設であることが要件ですが、分娩費用には、次の費用も含まれますか。 ①産科医療補償料、②新生児管理保育料、③出生証明書	含まれます。 これらは、別紙3の「処置・注射・検査料等」欄の「等」に含まれます。 なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等は含まれませんので、ご注意ください。
3	常勤の産科医以外にパートや派遣で雇用している産科医や助産師に対して分娩手当を支給しているが、補助の対象経費に計上してよいか。	雇用契約等の文書に手当の支給について明記されており、かつ、実際に貴院から当該職員に対して分娩手当が支給されていることが確認できれば、対象経費に計上して差し支えありません。 (対象者全員の雇用契約等の写しを添付してください。)
4	雇用している助産師に1件当たり8千円支給している個人開設の産婦人科です。手当の支給実績はありますが、就業規則(又は雇用契約書等)に1件当たり定額の手当の明記がありません。このような場合、助産師分は、補助対象外と考えますが、開設者自身の取り扱った分は、補助対象となるのですか。	この場合、雇用している助産師及び開設者自身の扱った分についても補助対象外となります。
5	他の産科医等は雇用しておらず、開設者のみが分娩を取り扱っており、雇用契約等がありません。どのようにすればいいですか。	別紙の「申立書」の内容を精査いただき、記入のうえ提出してください。
6	個人で産婦人科診療所を開設している医院長です。自分でも分娩を取り扱っているのですが、会計処理上、診療所の収支差が私の収入となり、自分への給与(手当)を費用に計上することができません。 このような場合、自分は分娩を取り扱っても補助の対象とはならないのでしょうか。	【他の産科医や助産師を雇用されている場合】 雇用している他の産科医や助産師に対する分娩手当について、雇用契約等に明記し、支給されていることを条件に、医院長本人が分娩を取り扱った場合についても補助対象とします。 この場合、補助対象経費としては、院長分の手当見合いとして、「他の医療従事者への手当の支給額単価」×「院長自身が取り扱った分娩件数」を計上して差し支えありません。  【他の産科医等を雇用せず、お一人で経営されている場合】 対象経費には、分娩手当見合いとして、「貴院における年間分娩取扱件数×1万円(基準額)」以内の金額を計上して差し支え有りません。なお、実績報告の際、分娩件数を確認できる書類を提出していただきます。
7	双子の分娩を取り扱った場合は、分娩件数は、2件と数えてよいのでしょうか。	双子の分娩を取り扱った場合については、当該事業の基準額の算定に当たって、分娩件数2件と計上して差し支えありません。 ただし、対象経費については、実際に病院、診療所又は助産所での支給方法に応じて計上してください。(実際に1件しか支給していない場合は、基準額に合わせて対象経費を2倍としない下さい。) また、死産(妊娠22週以降)の取扱いについても、分娩件数に計上して差し支えありません。

福岡県産科医等確保支援事業費補助金申請に係るQ&A

	質 問	回 答
8	開業医ですが、助産師を1人雇用し、雇用契約に基づき1分産あたり8千円を支給しています。この場合、開設者の見合い分は、8千円となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	個人が開設する医院の医院長が、分娩に携わった場合は、手当の見合い額等を計上して差し支えないとありますが、医療法人 ○○医院の医院長が分娩に携わった場合にも、同様に取り扱ってもよいのでしょうか。	役員報酬に加えて、給与が支払われている場合、雇用契約書に手当について明記されていなければなりません。
10	分娩手当の支給は、 ①あくまでも1件当りに支給しているものであり、1日当りに支給しているものは対象外 ②1件当りに支給しているものでも、時間外にのみに支給しているものは対象外 ……と考えてよいか。	①は、お見込みのとおりです。 ②は、対象となります。
11	分娩施設のパフレットがないのですが、どのようにしたらいいですか。	ふくおか医療情報ネット( <a href="http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp">http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp</a> )で、貴院の「基本情報」を印刷して、添付してください。
12	個人開設の医院です。分娩に当たり大学病院から応援で医師が来てもらう場合があります。 雇用契約はなく、大学の出張表があり、1件分娩あたり1万円の費用を医院が支払っています。 この場合、医院での補助対象となりますでしょうか。	雇用契約を締結すべきですが、医院が本人に支払うのであれば、問題はありません。なお、支払いの明細はきちんと作成しておいてください。 (大学の出張料金表など支払の根拠となっている資料を添付してください。)
13	就業規則や雇用契約書がない場合に、その他に補助申請の添付書類として認められる書類はどういったものになりますでしょうか。	就業規則や雇用契約書等がない場合は、これに類する書類として、氏名や分娩手当額の記載のある労働条件通知書又は雇用通知書を提出してください。なお、補助対象者全員分の提出が必要となります。